

**平成29年
第1回定例会(2月議会)
建設委員会
提出資料
(当初予算関係)**

【予算関係資料】

出 納 局

目 次

資料1	未利用県有財産の売却について	1
		(財産活用課)
資料2	秋田県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例案 について.....	2
		(財産活用課)

未利用県有財産の売却について

平成 29 年 2 月 16 日
財 産 活 用 課

1 目 的

未利用となっている県有財産について、その解消と財源の確保を図るため、用地測量や不動産鑑定評価などを行うとともに、県民・不動産事業者への積極的な P R 等により売却を推進する。

2 売却予定財産

土地 12 件 面積 7,203 m² (うち建物付 7 件 建物面積 1,494 m²)

No	名 称	市 町 村	土地 (m ²)	建物 (m ²)
1	花輪高校公舎	鹿 角 市	306.45	49.68
2	大館鳳鳴高校公舎	大 館 市	343.16	76.20
3	能代西高校公舎跡地	能 代 市	436.19	—
4	男鹿海洋高校公舎跡地	男 鹿 市	510.38	—
5	秋田高校公舎	秋 田 市	665.38	135.35
6	大曲工業高校公舎	大 仙 市	748.87	176.27
7	大曲工業高校公舎跡地	大 仙 市	1,061.26	—
8	横手清陵学院高校公舎跡地	横 手 市	358.02	—
9	秋田中央警察署大町交番	秋 田 市	117.44	113.50
10	由利本荘警察署公舎	由利本荘市	803.95	447.84
11	仙北警察署公舎跡地	仙 北 市	962.37	—
12	横手警察署公舎	横 手 市	890.00	495.32
計			7,203.47	1,494.16

3 事業費

23,728 千円

内訳 売却手続等経費 20,219 千円 (用地測量費、不動産鑑定料他)
情報提供・P R 費 3,509 千円 (売却案内チラシ作成及び新聞折込料他)

(参考) これまでの売却実績

年度	件数	金 額 (百万円)	主 な 売 却 物 件
H25	36	737	旧ろう学校跡地 (秋田市) 382百万円 手形山崎未利用地 (秋田市) 92百万円 他
H26	18	400	旧米内沢高校跡地 (北秋田市) 80百万円 東京事務所南台公舎 (東京都) 163百万円 他
H27	13	98	角館高校公舎 (仙北市) 12百万円 旭川ダム管理事務所公舎跡地 (秋田市) 19百万円 他
H28	10	113	能代工業高校公舎跡地 (能代市) 10百万円 大曲農業高校公舎跡地 (大仙市) 13百万円 他

※平成 28 年度分は、平成 29 年 2 月 15 日現在の実績である。

秋田県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例案について

平成 29 年 2 月 16 日
財 産 活 用 課

1 改正理由

県が管理する道路の占用料の額等の改定により、行政財産の目的外使用に係る使用料の額等を改定する必要がある。

2 改正内容

- (1) 行政財産の目的外使用に係る使用料の額を改定する。(別表関係)
- (2) 横手市の所在地の区分を第 2 級地から第 3 級地とする。(別表関係)

3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

秋田県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

改定部分

(1) 使用料の額
別表

区分	単位
第一種電柱	1本につき1年
第二種電柱	
第三種電柱	
第一種電話柱	
第二種電話柱	
第三種電話柱	
その他の柱類	
標識	
共架電線その他上空に設ける線類	
地下に設ける電線その他の線類	
水道管、 下水道管、ガス管、その他これらに類する物件	長さ1メートルにつき1年
外径が0.07メートル未満のもの	
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	
外径が1メートル以上のもの	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年
郵便差出箱及び信書便差出箱	
広告塔、看板及びポスター	
旗さお	表示面積1平方メートルにつき1年
その他のもの	1本につき1日
	土地の使用に係るもの 建物又は工作物の使用に係るもの

(2) 所在地の区分
備考

一 所在地とは使用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に使用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分による。

新額		
所在地		
第一級地	第二級地	第三級地
440 円	350 円	300 円
680 円	540 円	470 円
920 円	730 円	630 円
400 円	320 円	270 円
630 円	500 円	440 円
870 円	690 円	600 円
40 円	32 円	27 円
630 円	500 円	440 円
4 円	3 円	3 円
2 円	2 円	2 円
17 円	13 円	11 円
24 円	19 円	16 円
36 円	28 円	24 円
47 円	38 円	33 円
71 円	57 円	49 円
95 円	76 円	65 円
170 円	130 円	110 円
240 円	190 円	160 円
470 円	380 円	330 円
790 円	630 円	540 円
330 円	270 円	230 円
1,700 円	960 円	670 円
17 円	10 円	7 円

1平方メートル当たりの公有財産台帳価格に100分の4を乗じて得た額

1平方メートル当たりの公有財産台帳価格に100分の8.64を乗じて得た額

旧額		
所在地		
第一級地	第二級地	第三級地
430 円	360 円	310 円
660 円	550 円	480 円
900 円	740 円	650 円
390 円	320 円	280 円
620 円	510 円	450 円
850 円	700 円	620 円
39 円	32 円	28 円
620 円	510 円	450 円
4 円	3 円	3 円
2 円	2 円	2 円
16 円	13 円	12 円
23 円	19 円	17 円
35 円	29 円	25 円
46 円	38 円	34 円
70 円	57 円	50 円
93 円	76 円	67 円
160 円	130 円	120 円
230 円	190 円	170 円
460 円	380 円	340 円
770 円	640 円	560 円
320 円	270 円	240 円
1,900 円	1,100 円	760 円
19 円	11 円	8 円

1平方メートル当たりの公有財産台帳価格に100分の4を乗じて得た額

1平方メートル当たりの公有財産台帳価格に100分の8.64を乗じて得た額

新		
第二級地		
第一級地	第二級地	第三級地
秋田市	能代市 横手市 大館市 湯沢市 潟上市 八郎潟町	第一級地及び第二級地以外の市町村

旧		
第二級地		
第一級地	第二級地	第三級地
秋田市	能代市 横手市 大館市 湯沢市 潟上市 八郎潟町	第一級地及び第二級地以外の市町村